

八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの入所者が支払う利用料を軽減するため、予算の定めるところにより、軽費老人ホームを八尾市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人等に対し、八尾市軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用（職員の俸給、諸手当及び旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、入所者保健衛生費等に充当する経費をいう。以下同じ。）について入所者が支払うべき額から減免した額を賄うために社会福祉法人等が支出する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、サービスの提供に要する費用の実支出額（年額）又は基準額（市が軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案して決定し各軽費老人ホームに通知した単価（月額）に各月の初日の所得階層別の入所者数を乗じて得た、当年度の額をいう。）のいずれか低い額から本人徴収額（軽費老人ホームが入所者から支払いを受ける利用料の額について（令和6年10月7日八健高第1599号各軽費老人ホーム施設長あて八尾市長通知。以下「市長通知」という。）別紙1の1(1)及び2(1)に定める入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）に、各月の初日の所得階層別の入所者数を乗じて得た、当年度の額をいう。）を減じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条第1項の規定に基づき、申請書（別記様式1）を4月20日までに提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項に規定にかかわらず、市長通知別紙1により、市の取扱いを変更した場合には、その都度申請するものとする。

(補助金の変更交付の申請)

第5条 補助事業者は、前条2項によるもののほか、申請した補助事業の内容に変更が生じた場合は、変更申請書（別記様式2）に関係書類を添付して、市長が別に定める日までに、提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第7条第2項の規定により付する必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 軽費老人ホームの運営は、八尾市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年八尾市条例第51号。以下「条例」という。）、八尾市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年八尾市規則第83号）によること。
- (2) 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）に係る階層の決定は、老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて（平成18年1月24日老発第0124004号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省老健局長通知）及び老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について（平成18年1月24日老計発第0124001号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて厚生労働省老健局計画課長通知）に基づいて行うこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておかねばならない。なお、予算及び決算については、社会福祉法人会計基準に基づき算出した金額とすること。
- (4) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、下記各号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（別記様式7）により、速やかに市長に届け出を行い、その指示を受けなければならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
 - ウ 暴力団密接関係者（八尾市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
 - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む）に規定する納付命令）を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- (5) 市長は、補助事業者が次に掲げる条件に該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき
 - ウ 条例に定める配置職員の基準を満たす職員を配置していないとき
 - エ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
- (6) 市長は、次に掲げる条件に該当すると認めた場合は、補助金の返還を命じることができること。

ア 補助事業者が、前号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しにかかる部分に関し既に補助金を受領している場合は、市長の指定するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。

イ アの規定は補助金の額が確定された場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。

- (7) 「市長通知」別紙1の別表の3に定める処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービス提供に要する基本額（月額）に加算する額の増額分は、全額職員の賃金改善に使わなければならない。なお、介護職員以外の職員にも、増額分を原資を分配することは、各施設の判断で可能である。

(補助金の交付時期及び方法)

第7条 補助金は、原則として5月、7月、10月及び1月の各月末日までに、軽費老人ホーム事務費補助金請求書（別記様式3）による補助事業者の請求に基づき、概算払いにより交付する。

(実績報告)

第8条 交付を受けた補助金は、規則第15条の規定に基づき、実績報告書（別記様式4）により、翌年度の4月20日までに実績報告を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際現に改正前の八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。

2 旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、

新要綱により作成した書類として使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月7日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別記様式 1

年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地
 法人名
 代表者氏名 (印)
 (施設名:)
 (施設コード:)

軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書

年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、八尾市補助金交付規則第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 円

<添付書類一覧>

チェック欄	名 称	備考
<input type="checkbox"/>	別表 1 補助金所要額調書 (交付申請用)	
<input type="checkbox"/>	別表 2 (1) 年度軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) 予算書 (施設会計分)	当年度分
<input type="checkbox"/>	} ※市長が必要と認める書類	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	別記様式 5 要件確認申立書	
<input type="checkbox"/>	別記様式 6 暴力団等審査情報	
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

注 1) A型は、平成 3 年 6 月 30 日を入所の基準日として、別葉を作成すること。
 ※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

別記様式 2

年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地
法人名
代表者氏名 ⑩
(施設名：)
(施設コード：)

軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書

先に交付決定を受けた、 年度八尾市軽費老人ホーム事務費補助金において、下記のとおり変更を生じたので、八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 内 容	備考
変更前		
変更後		

※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

<添付書類一覧>

チェック欄	名 称	備考
<input type="checkbox"/>		

※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

(あて先) 八尾市長

法人住所
法人名
代表者氏名

㊟

軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求
します。

記

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け八尾市指令（文書番号）に基づく補助金
（ 月分～ 月分）

「【施設コード】：【施設名】」

交 付 決 定 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

別記様式 4

年 月 日

(あて先) 八尾市長

所在地
 法人名
 代表者氏名 ⑩
 (施設名:)
 (施設コード:)

軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書

年度において、標記の補助金を受けたので、八尾市補助金交付規則第15条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

<添付書類一覧>

チェック欄	名 称	備考
<input type="checkbox"/>	別表 1 補助金所要額調書 (実績報告用)	
<input type="checkbox"/>	別表 2 (1) 年度軽費老人ホーム (A型・ケアハウス) 決算状況内訳表	当年度分
<input type="checkbox"/>	} ※市長が必要と認める書類	
<input type="checkbox"/>		

注 1) A型は、平成 3 年 6 月 30 日を入所の基準日として、別葉を作成すること。
 ※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

要件確認申立書

(あて先) 八尾市長

八尾市補助金交付規則（以下「規則」という。）第 5 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、交付申請を行うにあたり、当法人は、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第 6 条ア～オまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第 6 条第 4 号ア～オまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、八尾市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第 20 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（八尾市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2 に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する納付命令）を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

年 月 日

所在地
法人名
代表者

印

暴力団等審査情報

八尾市補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条第2項第5号の規定に基づき、交付申請を行うにあたり、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第6条第4号ア～ウに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、八尾市暴力団排除条例第14条に基づき、大阪府警察本部へ提供することに同意します。

（読み仮名）（ ）
補助事業者名：
所 在 地：

《役員情報》
（読み仮名）
役員等氏名：
生年月日： 年 月 日
住 所：
（読み仮名）
役員等氏名：
生年月日： 年 月 日
住 所：
（読み仮名）
役員等氏名：
生年月日： 年 月 日
住 所：
（読み仮名）
役員等氏名：
生年月日： 年 月 日
住 所：

注) 役員の数に応じて、適宜、行を増やして記入してください。

年 月 日

所在地
法人名

代表者

㊟

別記様式 7

該当事項届出書

(あて先) 八尾市長

当法人は、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第 6 条第 4 号ア～オに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者 (八尾市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (以下「独占禁止法」という。) 第 7 条若しくは第 8 条の 2 に規定する排除措置命令 (排除措置がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。) に規定する納付命令) を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

年 月 日

所在地
法人名
代表者

㊟

1. 軽費老人ホーム(ケアハウス)におけるサービス提供に要する基本額(月額)

<①単独設置>

取扱定員	20	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	140,000	93,700	82,200	73,400	62,000	58,600	51,600
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 以上
基本額(月額)	51,100	46,000	44,300	40,800	41,500	38,500	37,000

<②単独設置 介護職員1名を配置しない場合>

取扱定員	20	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	116,800	78,200	70,600	64,000	54,300	52,100	45,700
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 以上
基本額(月額)	45,800	41,500	40,300	37,000	37,900	35,300	34,000

<③併設置>

取扱定員	10 - 14	15 - 19	20 - 29	30	31 - 40	41 - 50	51 - 60
基本額(月額)	143,200	95,800	91,400	66,100	61,400	49,300	41,400
取扱定員	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130
基本額(月額)	35,600	31,300	33,200	29,900	29,000	26,700	28,500
取扱定員	131 - 140	141 以上					
基本額(月額)	26,600	25,800					

<④併設置 介護職員1名を配置しない場合>

取扱定員	10 - 14	15 - 19	20 - 29	30	31 - 40	41 - 50	51 - 60
基本額(月額)	96,600	64,800	68,300	50,600	49,900	40,200	33,600
取扱定員	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130
基本額(月額)	28,900	25,500	27,900	25,200	24,900	22,900	25,000
取扱定員	131 - 140	141 以上					
基本額(月額)	23,400	22,700					

<⑤特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合(単独設置)>

共通職員

取扱定員	20	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	105,800	71,000	53,600	50,400	42,900	42,300	37,200
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 以上
基本額(月額)	33,200	29,900	29,600	27,200	28,900	27,000	26,200

<⑥特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合(単独設置)>

共通職員 生活相談員1名を配置しない場合

取扱定員	20	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	81,400	54,700	41,300	40,600	34,800	35,300	31,100
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 以上
基本額(月額)	27,600	25,000	25,300	23,300	25,300	23,600	23,000

＜⑦特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合(併設設置)＞

共通職員

取扱定員	10 - 14	15 - 19	20 - 29	30	31 - 40	41 - 50	51 - 60
基本額(月額)	74,900	50,300	57,100	43,200	32,700	26,300	22,300
取扱定員	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130
基本額(月額)	19,200	17,000	15,100	13,800	14,400	13,300	16,100
取扱定員	131 - 140	141 以上					
基本額(月額)	15,000	15,000					

＜⑧特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合(併設設置)＞

共通職員 生活相談員1名を配置しない場合

取扱定員	10 - 14	15 - 19	20 - 29	30	31 - 40	41 - 50	51 - 60
基本額(月額)	26,000	17,800	32,800	27,000	20,500	16,600	14,000
取扱定員	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130
基本額(月額)	12,200	10,900	9,700	8,900	14,400	13,300	12,400
取扱定員	131 - 140	141 以上					
基本額(月額)	11,600	11,800					

＜⑨特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合(単独・併設共通)＞

一般入所者に対する介護職員

取扱定員	20	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	34,700	22,700	28,500	22,800	19,000	16,200	14,200
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 以上
基本額(月額)	17,700	15,900	14,400	13,200	12,300	11,400	10,600

＜⑩特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合(単独・併設共通)＞

一般入所者に対する介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	20	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	11,700	7,200	16,900	13,500	11,300	9,600	8,300
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 以上
基本額(月額)	12,600	11,300	10,300	9,400	8,600	8,000	7,400

(注)上記単価のうち特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)対象の入所者については、⑤から⑧のいずれかの「共通職員単価」によるものを、またそれ以外の一般入所者については、「共通職員単価」に⑨または⑩の「一般入所者に対する介護職員単価」を加えたものをサービス提供に要する基本額(月額)とする。

2. 軽費老人ホーム(A型)におけるサービス提供に要する基本額(月額)

<①単独設置>

取扱定員	50	51 - 60	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110
基本額(月額)	119,200	100,500	86,300	75,600	72,700	65,500	64,500
取扱定員	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 - 150	151 - 160	161 - 170	171 - 180
基本額(月額)	63,200	62,100	61,100	62,600	59,200	58,600	58,100
取扱定員	181 - 190	191 - 200	201 以上				
基本額(月額)	57,600	54,900	55,200				

<②併設置>

取扱定員	50	51 - 60	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110
基本額(月額)	85,700	72,300	62,100	54,500	57,800	52,200	52,400
取扱定員	111 - 120						
基本額(月額)	51,100						

<③特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合>

共通職員

取扱定員	50	51 - 60	61 - 70	71 - 80	81 - 90	91 - 100	101 - 110
基本額(月額)	54,300	46,100	39,700	34,900	31,000	28,100	26,100
取扱定員	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 - 150	151 - 160	161 - 170	171 - 180
基本額(月額)	27,900	25,900	24,000	24,800	23,800	22,500	21,300
取扱定員	181 - 190	191 - 200	201 以上				
基本額(月額)	20,300	19,200	19,000				

<④特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)の指定を受けた場合>

一般入所者に対する介護職員等

取扱定員	20以下	21 - 30	31 - 40	41 - 50	51 - 60	61 - 70	71 - 80
基本額(月額)	41,900	44,000	45,000	45,800	38,100	32,700	28,600
取扱定員	81 - 90	91 - 100	101 - 110	111 - 120	121 - 130	131 - 140	141 - 150
基本額(月額)	30,800	27,600	29,500	27,000	28,600	30,000	31,200
取扱定員	151 - 160	161 - 170	171 - 180	181 - 190	191 - 200	201 以上	
基本額(月額)	29,200	30,400	31,400	32,300	30,700	31,500	

(注)上記単価のうち特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)対象の入所者については、③の「共通職員単価」によるものを、またそれ以外の一般入所者については、「共通職員単価」に④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものをサービス提供に要する費用とする。

3. 処遇改善に伴い軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額(月額)に加算する額

(1) 処遇改善加算1

賃金改善(対象職員1人あたり9,000円相当)を行った施設について、次の考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費(サービスの提供に要する基本額等)に加算する。

① 対象職員数(月平均)

・各月の介護職員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12か月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

② 処遇改善総額(月額)

・「対象職員数(月平均)」×9,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

・「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

(注1)増額分は全額職員の賃金改善に使わなければならない。

なお、介護職員以外の職員にも、増額分原資を分配することは、各施設の判断で可能である。

(注2)令和4年4月以降に実施する賃金改善を対象とし、施設は八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第4条に規定する交付の申請時に「介護職員処遇改善計画書」を市長に提出すること。

(2) 処遇改善加算2

賃金改善(対象職員1人あたり6,000円相当)を行った施設について、次の考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費(サービスの提供に要する基本額等)に加算する。

① 対象職員数(月平均)

・各月の介護職員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12か月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

② 処遇改善総額(月額)

・「対象職員数(月平均)」×6,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

・「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

(注1)増額分は全額職員の賃金改善に使わなければならない。

なお、介護職員以外の職員にも、増額分原資を分配することは、各施設の判断で可能である。

(注2)令和6年4月から令和6年7月に実施する賃金改善を対象とする。また、令和6年度中に遡及して改善する場合についても対象とし、施設は八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第4条に規定する交付の申請時に「介護職員処遇改善計画書」を市長に提出すること。

(3) 処遇改善加算3

下記①で算出される処遇改善総額に相当する賃金改善を行った施設について、次の考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費(サービスの提供に要する基本額等)に加算する。

① 処遇改善総額(月額)

・サービスの提供に要する費用の合計(年額)×0.0116÷12により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

② 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

・「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

(注1)増額分は全額職員の賃金改善に使わなければならない。

なお、介護職員以外の職員にも、増額分原資を分配することは、各施設の判断で可能である。

(注2)令和6年6月以降に実施する賃金改善を対象とし、施設は八尾市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第4条に規定する交付の申請時に「介護職員処遇改善計画書」を市長に提出すること。